



# 割引取引約定書兼割引取引申込書

## (極度限度額方式) 見本

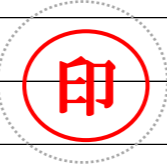


約定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
約定番号 \_\_\_\_\_

極度限度額 金五千萬 円也

債権者	登録番号	神奈川県知事(12) 第00052号
	協会員番号	日本貸金業協会 第002893号
	住所	神奈川県海老名市中央1-19-25
	商号	栄光商事株式会社 御中
	代表者	代表取締役 岡本 強

割引依頼者	住所	<u>〇〇県××市…町〇丁×番△号</u>
	会社名 又は屋号	<u>〇〇製作所株式会社</u>
	代表者	<u>代表取締役 □□ △△</u>



割引依頼者(以下、依頼者)は、債権者(以下、貴社)との商業手形割引(手形売買)及び小切手割引取引並びに電子記録債権取引において、上記記載の極度限度額(以下、限度額)の範囲において以下の各条項を承認のうえ、約定に従います。(手形・小切手・電子記録債権を以下、手形等という。)

### 第1条 (割引の利率、遅延損害金の利率)

- 割引の利率 実質年率 20.00% 以下 [年365日(閏年は366日)の日割計算]  
但し、各割引の約定利率はその都度貴社との合意によって決定し、貴社から各割引の都度交付を受ける約定内容を明らかにする書面(割引計算書(以下、計算書))の交付を受けるものとします。
- 遅延損害金の利率 年率 20.00% [年365日(閏年は366日)の日割計算]  
本約定書第6条に掲げる買戻しが必要となり支払期日を過ぎた場合は支払期日の翌日以降完済に至る前日まで、支払うべき金額に対し、上記の損害金利率による損害金を支払います。

### 第2条 (割引の資金化方式)

割引の資金化方式は手形等の決済の方法によるものとします。

### 第3条 (割引料及び実質利率の計算方法)

- 割引料の計算は割引当日から支払期日までの日数に支払期日からその手形等が現金化される日数(取立日数)を加えた日数の前日までを割引日数とし、額面金額に割引日数と約定利率を乗じて計算し、1円未満の端数を切り捨て計算します。但し、割引日数が15日に満たない場合は割引日数を15日として割引料を計算します。
- 割引における割引料の計算は、次の方法で割引料を計算します。  
(1円未満は切捨て、天引き)閏年については下記式の365を366と計算します。  
$$\text{割引料} = \text{額面金額} \times \frac{\text{約定利率}}{365} \times \frac{\text{割引日数}}{\text{日数}}$$
- 実質利率は次の計算式で計算し、計算書に記載するものとします。実質元本額とは額面金額より割引料と取立料を差引いたものとします。なお、閏年の場合は365日を366日とし、計算します。  
$$\text{実質利率} = \frac{(\text{割引料} + \text{取立料}) \times 365}{\text{実質元本額} \times \text{割引日数}}$$

### 第4条 (割引料、取立料、その他金銭に関する事項)

- 本約定に関し依頼者が負担すべき費用・遅延損害金以外の金銭は下記の( )内に記載のあるものとします。  
収入印紙( 円)、その他( 円)
- 取立料やその他、依頼者が割引の都度負担すべき金銭は、計算書記載のとおりとします。

### 第5条 (約定期間)

本約定の期間は本約定日より5年間とします。本約定に満了時において依頼者又は貴社からのいずれからも特段の申し出を受けないときは、同一条件にてさらに5ヶ年継続されるものとします。

### 第6条 (割引した手形等の買戻し)

- 割引した手形等の振出人・引受人・主たる債務者(以下、手形振出人等)に次の(1)~(3)号の事由が一つでも生じた場合には、貴社から通知催告等がなくとも、額面金額で買戻し、第1条第2項に定める遅延損害金を付して、直ちに債務の全額を弁済します。  
(1)手形振出人等が1回でも不渡り、又は支払い不能となった時。  
(2)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき、又は合併によらず解散したとき。  
(3)前項の(2)以外でも手形等の期日の満期到来にもかかわらず割引した手形等が資金化しない場合。
- 依頼者について次の(1)~(4)号の事由の一つでも生じた場合には、貴社から通知催告がなくとも、全部の手形等について、額面金額で買戻し、第1条第2項に定める遅延損害金を付して、直ちに債務の全額を弁済します。  
(1)何の届出もせず所在が不明となったとき。  
(2)本約定以外の貴社との取引において期限の利益を喪失したとき。  
(3)貴社に差し入れた書面に虚偽の記載や申告があったとき。  
(4)依頼者と割引を受けた手形振出人等及び裏書人と虚偽や架空の取引を行い、手形等の振出もしくは引受、参加引受、裏書、保証、譲渡した場合。

- 割引した手形等について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、かつ手形等の期日前であっても、貴社の請求によって当然額面金額で買戻します。
- 依頼者が、暴力団員等若しくは第15条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、依頼者との取引を継続することが不適切である場合には依頼者は貴社から請求があり次第、額面金額で買戻します。
- 前項の規定の適用により、依頼者に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、依頼者がその責任を負います。

### 第7条 (期日前の買戻し)

割引実行後においては第6条に該当しない限り、割引した手形等を買戻す事はできないこととします。但し、貴社の承認を得て、買戻しが可能となる場合、本約定第1条で定める利率の範囲内で、買戻対象の額面金額の3.0%に相当する手数料を支払うことにより可能となる場合があります。

### 第8条 (危険負担、免責条項等)

- 依頼者が貴社に差し入れた手形等が事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷又は代わりの延着した場合には、貴社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴社からの請求があれば直ちに手形等または証書を差し入れます。この場合に生じた損害については貴社になんらの請求をしません。
- 依頼者が貴社に差し入れた手形等が万一要件の不備若しくは無効にする記載によって手形等上の権利が成立しない場合、又は権利保全手続の不備によって手形等上の権利が消滅した場合でも、額面の金額の支払いの責任を負います。

### 第9条 (買戻しの充当順位)

買戻しの充当順位は、貴社が適当と認められる順序、方法により充当することに異議ありません。

### 第10条 (報告)

財産、経営、業況について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、貴社からの請求がなくとも直ちに報告します。

### 第11条 (届出事項)

- 依頼者等の印章、名称、商号、代表者、住所等に変更があったときは、直ちに書面によって届出をします。
- 前項の届出を怠ったため、貴社からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

### 第12条 (合意管轄)

この約定に基づく取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄とする事に同意します。

### 第13条 (貴社が受け取る書面の内容)

本約定締結に際し、貴社が受け取る書面の内容は下記のうち記入のあるものとします。  
本約定書( 通) 現在・履歴事項証明書( 通) 印鑑証明書( 通) 資格証明書( 通) 住民票( 通) 運転免許証等( 通) その他の書類( 通)

### 第14条 (反社会的勢力の排除)

- 依頼者等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。  
(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 依頼者等は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為⑤その他これらに準ずる行為のいずれも行わないことを確約します。

### 第15条 (本契約にもとづく法人・個人情報の提供、登録、利用に関する同意)

依頼者及びその代表者は、本契約にもとづく法人・個人情報の提供、登録、利用に関して、別紙の同意書に同意します。

### 第16条 (紛争の解決)

債権者が契約する指定紛争機関は、日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター(電話 03-5739-3861)です。

**貴社との本割引取引約定書に関して、各条項のとおり取り扱われることについて、十分説明を受けその内容を理解し同意し、本約定書の写しを正に受領し、割引取引を申し込みます。**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇製作所株式会社

割引依頼者

代表取締役 □□ △△



本約定の解約により、この約定書の正本の返還を受け、受領しました。  
年 月 日

割引依頼者



説明確認	
日付	.. .
担当	
勧誘同意確認	
日付	.. .
担当	
本人確認書類	
日付	.. .
担当	
記入等最終確認	
日付	.. .
担当	